

氏名等变更届

7 氏名等の変更

(1) 氏名等の変更の取扱い

法第20条第3項に規定のある、氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、または登録の年月日及び登録番号の変更があった時は、遅滞なく届出なければならない。

(2) 氏名等の変更の届出

- ① 提出書類
氏名等変更届書（様式第3）
- ② 提出先
奈良県 水循環・森林・景観環境部 景観・自然環境課
- ③ 提出部数
正1部、副2部の計3部とし、申請区域が2以上の市町村にまたがるときは、それに応じて副の部数を増やすこと。
- ④ 登録事項の変更も同時に行うこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

氏名等変更届書

年 月 日

奈良県知事殿

住所

氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名

登録年月日及び登録番号

砂利採取法第20条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

従前の内容	変更後の内容

2 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。